

支部会則

レイカディア大学同窓会
守山・野洲支部

第1条（名称）

この会は滋賀県レイカディア大学同窓会守山・野洲支部と称する。

第2条（会員）

支部会員は、守山市、野洲市に在住の滋賀県レイカディア大学(以下「滋レ大」という)の卒業生を以って組織する。

第3条（事務所）

この会は、事務所を守山・野洲支部長宅に置く。

第4条（目的）

この会の会則は、本部会則に定めるもののほか、支部の事業並びに運営発展に必要な事項を定めるものとする。

第5条（事業）

この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 総会及び理事会の開催
- (2) 文化、スポーツ活動に関する事業
- (3) 教養、研修に関する事業
- (4) 地域社会への貢献に関する事業

第6条（部の設置と事業）

1. 前条の事業を行うため、以下の部会を設置し分掌を定める。

(1) 総務広報部会

- ① 総会及び理事会の開催
- ② 機関紙の発行
- ③ ホームページの作成、更新
- ④ 本部事業に関すること

(2) 健康レクリエーション部会

- ① 会員の健康増進のためのスポーツ及びレクリエーションに関する事業
- ② 本部事業への参加および他支部との交流

(3) 文化研修部会

- ① 会員の趣味を生かした文化活動、講習会の実施
- ② 文芸、園芸、陶芸、彫刻、絵画、書、写真等の作品展の開催
- ③ 教養向上の為の研修事業及び研修旅行等の実施

(4) 地域活動部会

- ① 地域の福祉、環境等にかかるボランティア活動に関する事業
- ② びわこ地球市民の森フェスタ、野洲市やすまる広場フェスタ等への参加
- ③ 地域活動事例発表会等、本部事業への参加

2. 部会の構成

- (1) 理事は少なくとも一つの部会に部員として所属する。
また、会員の部会への加入も可能とする。
- (2) 部会長は所属する部員の互選により選出し、支部長が理事会にはかり決定する。
- (3) 部会の事業等は部会長が理事会にはかり協議決定する。

第7条（役員）

1. この会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名（守山地区・野洲地区 各1名）
- (3) 会計 1名
- (4) 部会長 4名
- (5) 理事 若干名（別に定める班毎に1名）
- (6) 監事 2名（守山地区・野洲地区 各1名）

2. この会に顧問、相談役を置くことが出来る。顧問、相談役は支部長が理事会に諮り委嘱する。

第8条（役員の選出）

- (1) 支部長、副支部長は原則として役員の中から互選により選出し総会で承認を得る。
- (2) 会計、監事は支部長が委嘱し、総会で承認を得る。
- (3) 理事は各地区の班より選出し、理事会の承認を得る。
- (4) 部会長は、所属する部員の互選により選出する。
- (5) 会員の部会への委嘱は支部長が適宜行なう。

第9条（役員の任務）

- （１）支部長は、この会を代表する。
- （２）副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。
- （３）会計は、当会の会計事務の処理に当たる。
- （４）監事は、会務及び会計書類を監査する。
- （５）理事は、この会の必要事項の審議運営に当たる。
- （６）部会長は、部会の事業内容を取り纏め理事会に報告する。
- （７）支部長は本部常任理事、副支部長（２名）は本部理事を兼務する。

第10条（任期）

役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

３役(支部長、副支部長、会計)の再任は１期を限度とする。

理事がやむなく任期途中で交代する時は、理事会の承認を得ることとし、欠員により選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

第11条（会議）

会議は、総会及び理事会とし支部長が招集する。

１．総会

- （１）総会は、定期総会と臨時総会とする。
定期総会は、年１回開催する。
臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。
- （２）総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。
- （３）事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、会則の制定、改廃については、総会の議決を得なければならない。
- （４）総会は出席会員により開催し、議事は出席会員の過半数により決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

２．理事会

- （１）理事会は、支部長が必要と認めたとき開催する。
- （２）理事会の議長は、副支部長が行う。

３．部会

部会は、部会長が必要と認めたとき開催する。

第12条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第13条（会費）

会員は次号に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費は、支部会費、本部会費あわせて年2,000円(支部会費1,500円、本部会費500円)とする。
- (2) 前号に拘らず、10月以降の入会者については年会費を半額とする。
- (3) 第1号に拘らず、米寿(当該年度中で満88歳)以上の年会費を免除する。
- (4) 第1号に拘らず、夫婦会員の年会費は、合せて3,000円とし、本部会費は前項に準ずる。
但し、夫婦会員について、一方が米寿の場合、もう一方の会員の年会費を2,000円とする。

第14条（決算）

会計は、毎年度毎に決算を行い、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第15条（会則の改正）

この会則の改正は、総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第16条（会則の施行）

- 1. 本則は平成8年4月1日から施行する。
- 2. 平成11年 6月 9日一部改正実施する。
平成14年 5月21日一部改正実施する。
平成21年 4月27日一部改正実施する。
平成25年 5月16日一部改正実施し、平成25年度の年会費から適用する。
平成27年 5月26日一部改正実施し、平成27年度の年会費から適用する。
平成28年 5月26日一部改正実施する。
平成29年 5月16日一部改正実施する。
平成31年 4月17日一部改正実施する。
令和 2年 7月14日一部改正実施する。
令和 3年 4月21日一部改正実施する。